

# 健康保険証の回収にご利用ください！

従業員の退職、被扶養者削除の際の健康保険証（以下、「保険証」）の回収、届書への添付は法令で定められており、事業主の義務となっております。「被保険者資格喪失届」「被扶養者異動届」（扶養削除の場合）を日本年金機構に提出する際には、必ず保険証を回収のうえ添付してください。

保険証の届書への添付は法令で定められているとはいえ、回収に苦慮されていることと想像されますので、保険証の返却を案内するための様式を作成しました。

必要に応じて「健康保険証の返却について」をご利用いただき、確実な保険証の回収にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 使用例

〇〇 〇〇 様

重要

## 健康保険証の返却について

あなた（ご家族）が資格喪失しますので、お持ちの健康保険証を返却してください。

資格喪失日（令和 4 年 4 月 1 日）

返却先： 総務課 〇〇

※健康保険証を**使用できるのは退職日まで**です。  
資格喪失日以降に健康保険証を使用すると、協会けんぽに医療費を返還しなければなりません。

健康保険証の返却が必要な方

- 本人
- 家族（ 〇〇 〇〇〇 様）
- 家族（ 様）
- 家族（ 様）
- 家族（ 様）
- 家族（ 様）

資格喪失後は新しい健康保険に加入する必要があります。  
**以下のいずれか**の手続きをしてください。

任意継続保険

手続き方法や申請書については、協会けんぽホームページをご覧ください。

国民健康保険

お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。

ご家族の健康保険の扶養家族

ご家族の勤務先にお問い合わせください。

